

# 焼津市農業委員会 6 月総会議事録

## 1 日時

令和4年6月15日（金）午後2時 ～ 午後3時5分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	×
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

## 4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

## 5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について  
第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について  
第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について  
第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について  
第5号 農業用施設証明願について  
第6号 農地の利用目的変更届出について  
第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について  
第8号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について  
第3号 農地法第5条の規定による許可について  
第4号 農用地利用集積計画の決定について  
第5号 農用地利用集積計画の修正について  
第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について  
第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>18名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和4年6月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。9番鶴橋俊次委員、12番栢村輝夫委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第8号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から報告第8号までを朗読】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第8号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第8号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可についての番号5を審議します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号5を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジより北東へ約300mに位置する市街化調整区域内の農地です。</p> <p>農業の規模拡大と多角化により、申請地にて水稻（すいとう）栽培を行うため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>ただいま事務局より説明があったとおりです。</p> <p>譲渡人は現在静岡市に住まいを移してしまして、当該地を相続したものの、草木の管理も難しく、以前から私どもにも相談をいただいていた経緯があります。</p> <p>この度譲受人との話し合いがまとまったため、申請に及んだものです。譲受人は牧之原市の方で大規模に農業を営まれている方で、今回の水稻をやるにあたって農機具もそろっているとのことなので、今後も十分に農地を活用していってくださると思われまます。</p>

	<p>地区審査では許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号5を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号5は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」、及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」は、関連する議案もありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、議案第2号、番号1 及び 議案第3号、番号9について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号1 及び 議案第3号、番号9を朗読後、説明】</p> <p>本件は、中新田の農地252㎡について、当初の転用計画者が昭和45年11月25日付けで農地法第5条の許可を取り、住宅敷地として建築する予定でしたが、所々の事情により実現に至らず、今後についても利用予定もないため、今般、申請地を譲渡したく本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、現在アパートで暮らしておりますが、今後の生活設計を視野に入れ、申請地に住宅を建築するため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、なかよし大富保育園より北東へ約100mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側、西側、北側は宅地で南側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>6月4日に農業委員、推進委員で現地確認を行いました。</p> <p>事務局の説明の通り、南側は道路及び水路、北、東、西側はいずれも宅地であり、家に囲まれている状況で、隣接農地はありません。</p> <p>周辺の営農への影響も軽微であると思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号1を承認し、議案第3号、番号9を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号1を承認し、議案第3号、番号9を許可することに決定しました。</p>

	<p>引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号8を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号8を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、坂本の農地401㎡について、墓地敷地の拡張のために転用したいという申請であります。</p> <p>申請者は、平成30年より申請地の隣接地に墓地敷地を新設し、地域の方々へ墓地を提供してきたところですが、申込希望者の増に伴い、現在の規模では対応できず増設を計画していたところ、申請地の土地所有者から譲渡について快く承諾をいただき、本申請に及んだものです。</p> <p>申請地は、東益津小学校より西へ約1,300mに位置する第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の北側、南側は道路、東側は宅地、東側は既存の墓地敷地、西側は雑種地、であります。</p> <p>なお、地区委員の現地調査時において、登記地目が田であるにもかかわらず砂利が搬入されている現況を確認いたしましたので、指導を行い、始末書について提出されております。</p> <p>審査したところ、本案件は第3種農地でありますので、一般基準をみたせば、許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>6月5日に東益津地区の農業委員、推進委員全員で現地調査を行いました。</p> <p>現状はスライドの写真を見てもらえばわかる通り、登記上は田であるにもかかわらず、採石が埋められている状況でありましたので、始末書の提出を求めまして、事務局にて提出を確認したとのことでした。</p> <p>周辺農地への影響も全くないため、地区審査では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号8を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号8は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号10を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号10を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、惣右衛門の農地450㎡について、駐車場敷地として使用するために転用したいという申請であります。</p>

	<p>申請人は、申請地東側に隣接する土地にて工作機械の加工等を行う法人の代表者で、申請地を従業員用の駐車場17台分の敷地として使用するため、当該地の所有者から売却の話をいただき、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地より北へ約400mに位置する第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は譲受人が経営する会社の作業所で宅地、西側は道路、北側は宅地、南側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>ただいまの事務局の説明の通りです。</p> <p>6月6日に現地調査を行いました。工場の駐車場に転用したいということですが、現在の駐車場では狭く足りない様子が見て取れました。</p> <p>周辺に農地はなく、営農上の影響も少ないと思われることから、許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号10を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号10は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可についての番号11を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号11を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、田尻北の農地93㎡について、駐車場敷地として使用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地南側及び東側に隣接する宅地及び工場兼共同住宅を今般譲受人から購入するにあたり、一体利用されている申請地についても駐車場敷地として利用するため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、県営田尻団地より北東へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び南側は申請人が今回購入する工場兼共同住宅の敷地で宅地、西側は道路、北側は畑と宅地であります。</p> <p>なお、申請地は農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局</p>

	<p>判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>こちら6月6日に現調査を行いました。</p> <p>説明は事務局からあったとおりです。現状がコンクリートになっていましたが、始末書の提出もあり、周辺農地への影響も少ないと思われまますので、地区審査では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号11を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号11は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可についての番号12を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号12を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は相川の農地802㎡について、農業用倉庫敷地として利用するため、転用して賃借をしたいという申請であります。</p> <p>賃借人は、申請地北側の近接地に事業所を有して営農を行っている法人であります。事業に供する用地が不足しているため、農業用倉庫及び8台分の駐車場用地等として利用したく、本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、大井川西小学校より南西へ約700mに位置している、農用地区域内農地に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は賃借人の所有する田、西側及び北側は道路、南側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、農用地の不許可の例外規定であります「農地を農業用施設用地に供するため、農地を農地以外のものにするとき」に該当する案件でありますので、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>現地調査の結果についてですが、申請地に近接した賃借人が所有している事業所周辺の水路が農機具に踏みつぶされていたり、畦の利用状態も悪い状態でありました。</p> <p>ヒアリングにおいて、賃借人の社長とも直に話をさせていただき、周辺の営農への影響を及ぼさないように利用していくものとして約束をしていただいたので、地区審査では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号12を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号12は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に関係する村松達雄委員、八木榮志委員、杉本芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p><b>【退室】</b></p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案を朗読後、説明】</b></p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものがあります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。それでは村松達雄委員、八木榮志委員、杉本芳郎委員の入室をお願いします。</p> <p><b>【着席】</b></p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の修正について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;議案の朗読・説明&gt;</p> <p>本件は、前回5月の総会で決定した農用地利用集積計画について、一部を修正するものであります。</p> <p>番号1は借人の住所について、番号2は貸人の氏名について、錯誤により修正をお願いするものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号「農用地利用集積計画の修正について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」</p>

	<p>について、及び議案第7号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、関連がありますので一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;議案の朗読・説明&gt;</p> <p>本件は、焼津市農業委員会が行う活動の内容について、前年度の点検・評価と本年度の目標を設定するよう求められているもので、策定後は公表することとなっております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、及び議案第7号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第6号及び議案第7号について、原案のとおり承認されました。</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年6月総会を終了します。</p>